

GPAに関する細則

(目的)

第1条 この細則は、名古屋ブライダルビューティー専門学校におけるGPA（グレード・ポイント・アベレージ＝成績評定平均値）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において「GPA」とは、各授業科目の5段階の成績評価に対して、4～0の評点（グレード・ポイント。以下「GP」という）を付与して算出する1単位当たりの評定平均値をいう。

2 30時間で1単位とする。

3 評定平均値を算出するために、以下の通り定義する。

・SGP（サブジェクト・グレード・ポイント）＝GP×単位数

・TGP（トータル・グレード・ポイント）＝SGPの合計

(配点)

第3条 100点満点で評定された成績の段階ごとに次のGPを配点する。

(1) 秀 100～90点 GP=4

(2) 優 89～80点 GP=3

(3) 良 79～70点 GP=2

(4) 可 69～60点 GP=1

(5) 不可 60点未満 GP=0

(対象授業科目)

第4条 GPA算出の対象となる授業科目は、全ての科目とする。

(GPAの種類及び計算方法)

第5条 GPAは、次の各号に区分し、当該各号に定める方法で計算する。この場合において計算値は、小数点以下第3位を四捨五入して算出する。

(1) 学期GPA＝（当該学期において履修した各授業科目の単位数×各授業科目のGP）の和／当該学期において履修した各授業科目の単位数の和

(2) 年度GPA＝（当該年度において履修した各授業科目の単位数×各授業科目のGP）の和／当該年度において履修した各授業科目の単位数の和

(3) 通算GPA＝（全学期において履修した各授業科目の単位数×各授業科目のGP）の和／全学期において履修登録した各授業科目の単位数の和

(GPAの通知)

第6条 GPAの学生への通知は、成績証明書に学期GPA、年度GPA及び通算GPAを記載する。

(学習指導計画)

第7条 担任は、GPAに基づく学習指導の計画を策定し、学生の学修指導を行うものとする。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、平成31年度入学生からこの細則を適用する。